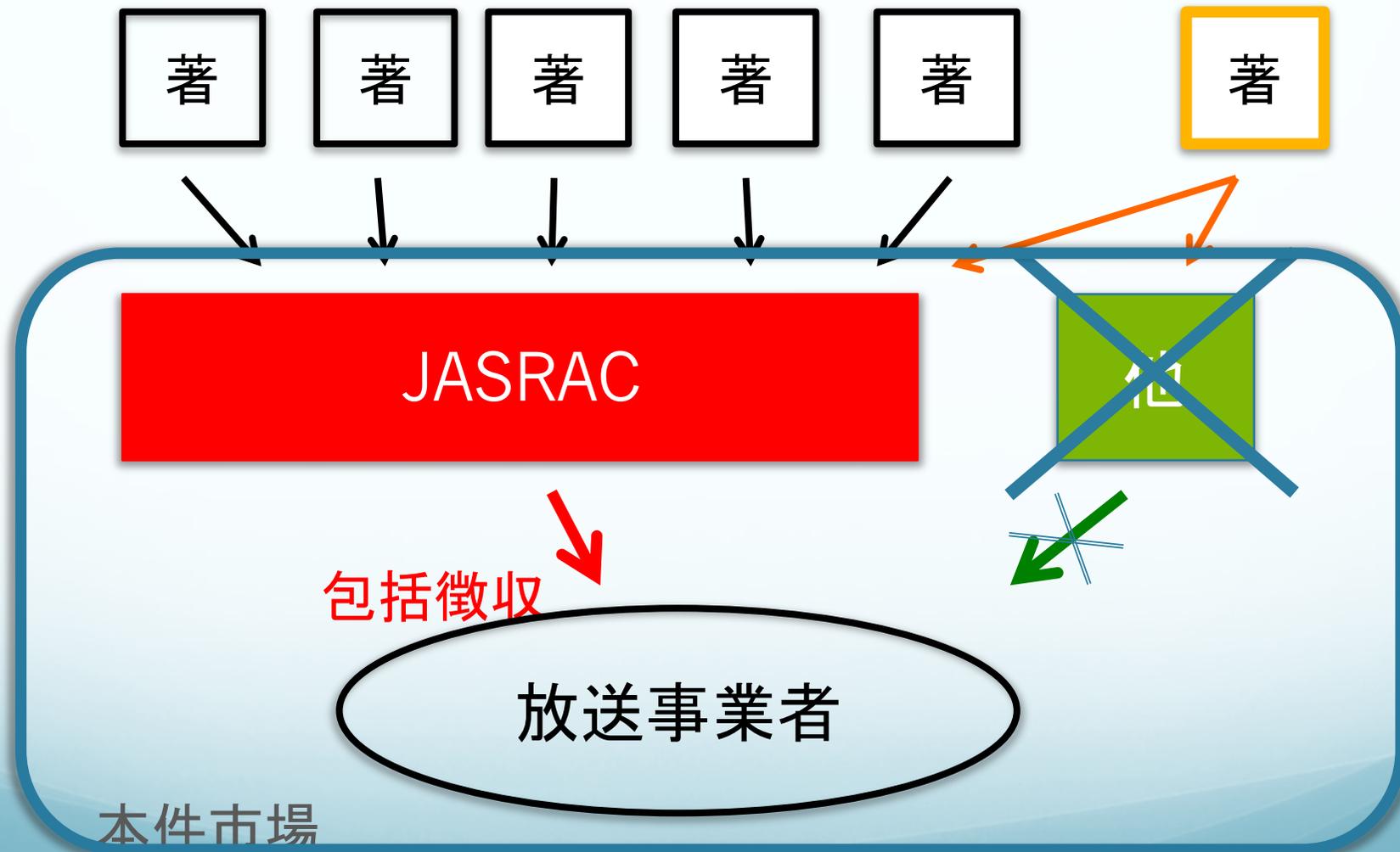


JASRAC最高裁判決 の法的検討

東北大学大学院法学研究科准教授

滝澤 紗矢子

本件行為の「排除」該当性



本件審決の争点

- 争点1 排除効果
- 争点2 正常な競争手段を逸脱するような人為性
- 争点3 一定の取引分野における競争の実質的制限
- 争点4 公共の利益に反して
- 争点5 排除措置命令の必要性・実施可能性

→ 争点1のみ判断し、否定。

本件行為のもつ一般的な排除効果を肯定しつつも、当事者主義を尊重し、公取委の排除効果の立証が不十分であると結論。

原判決の争点

- (1) 原告適格
- (2) 事実認定
- (3) 排除型私的独占該当性
- (4) 手続的瑕疵

→ (1)肯定、(2)の大半につき本件審決に誤りあり、
(3)排除効果ありとの結論、その余を判断せず。

結論を分けた理由は、(2)事実認定の違いに起因するところが大きい。

本判決の争点

上告受理申立て理由

- ① 原告適格
- ② 実質的証拠法則違反
- ③ 「排除」の有無

→ ③のみ上告受理決定

先例：NTT東日本判決との比較

- NTT東日本最高裁判決

排除効果と人為性を一体的に評価

- 本判決

排除効果：理由3・・・判例

人為性：理由4　　・・・傍論

排除効果の一般論

- ほぼNTT東日本最高裁判決を踏襲
- 「行為の性格づけ」の欠缺

排除効果の具体的基準

- 本件審決、原判決の挙げた要素を概ね踏襲し、修正
- NTT東日本最高裁判決の挙げた5要素と類似

本判決

NTT東日本最高裁判決

①②

→

④

③

→

②

④

→

③

⑤

→

⑤

→ NTT東日本最高裁判決要素①の欠缺

要素①～④の当てはめ結果

- JASRACと放送事業者は包括許諾による利用許諾契約を締結せざるを得ない(①②)
- JASRACと他の管理事業者の競争関係を肯定(③)
- 他の管理事業者の管理楽曲の利用は抑制され、その範囲はほとんど全ての放送事業者に及ぶ(④⑤)

→ 事実上の排他的取引により、

代替的取引先が失われてい

る

排除効果の判断基準の整理

付加的に

- 排除効果が顕在化するのに十分な期間(⑤)
- 実際に排除効果が生じたことを確認

排除効果の判断基準：代替的取引先の有無

①～⑤は下位の判断要素

排除型私的独占ガイドラインに準ずる

人為性

- 排除効果との一体的判断の要請
- 排除効果の判断要素＋排他的取引に係る「拘束」態様



「単独かつ一方的」？（NTT最判）

- 「特段の事情」
 - 反論の機会の確保
 - 「競争手段」の見地からした正当化理由

取消し後の審判での判断対象

- 本判決の示した指針
 - 「排除」要件該当性につき特段の事情の有無
 - 2条5項の他の要件の該当性



事実上正当化理由が争点に？

eg. 包括徴収の必要性・合理性

: 原処分時までの状況で判断

- 原処分後の事情の変化をどう考慮？

原処分 = 7条1項に基づく排除措置命令